

船橋市建築審査会の会議の公開等要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市建築審査会運営規則（昭和46年船橋市規則第17号）第4条の規定に基づき、船橋市建築審査会（以下「審査会」という。）の会議の公開等に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開・非公開)

第2条 会議は、公開とする。ただし、審査会に付議された議案が船橋市情報公開条例（平成14年船橋市条例第7号。以下「条例」という。）第26条ただし書の規定に該当する場合は、会議を非公開とすることができる。

(会議の公開の方法)

第3条 会議の公開は、傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行う。

(会議の傍聴)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、開会10分前までに傍聴者名簿に必要事項を記入しなければならない。

2 議長は、会議における秩序を維持するため必要があると認めるときは、傍聴者の数を制限することができる。

3 傍聴者は、先着順により決定する。ただし、特別な事情があるときは、議長の定める方法により決定することができる。

(傍聴できない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

(1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) 体調が優れないと認められる者

(4) その他議長が傍聴することを不適當と認める者

(傍聴者の守るべき事項)

第6条 傍聴者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 静粛に傍聴すること。

(2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものを携帯し、又は着用しないこと。

(3) 会議における発言に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。

(4) 発言し、騒ぎ立てる等会議の妨害となるような行為をしないこ

と。

- (5) 携帯電話等は、電源を切り、又はマナーモードにし、通話しないこと。
- (6) 会場において飲食又は喫煙をしないこと。
- (7) 一の会議において公開とする審議等と非公開とする審議等がある場合において、非公開の審議等を行うときは、議長の指示に従い、速やかに退場すること。
- (8) 事前に議長の許可を得た場合を除き、会場において写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (9) その他会議運営に支障となる行為をしないこと。

(議長の指示)

第7条 議長は、会議場の秩序の維持及び円滑な議事運営を確保するため、傍聴者に必要な指示をし、又は係員に指示して傍聴者を退場させることができる。

2 議長は、会議を非公開とするときは、係員に指示して傍聴者を退場させることができる。

(会議録等の開示)

第8条 公開とした会議について会議録等の開示の申出があったときは、これに応じるものとし、非公開とした会議について会議録等の開示の請求があったときは、条例の定めるところにより取扱うものとする。

附 則

この要綱は、平成14年9月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。